

令和5年度 第13回総会

議 事 録

堺市農業委員会

## 1 開催日時及び場所

日 時 令和6年3月7日(木) 午後1時30分から午後2時5分  
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

## 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
霜野市和	谷野保博	田中宏
山崎勝喜	北尻芳孝	奥野正作
田中正剛	松本智恵子	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小林義博	井上和夫	数田清文
中尾美昭	高岡一平	塔本順一
松下孝彦	岸田勝夫	田中利幸
岡所次郎	北條一宜	登り山正嗣

(5) 欠席委員

光田裕次

## 3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 河邊眞佐彦

主 幹 山本幸夫

#### 4 付議事項

- 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第70号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第71号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第72号 農用地利用集積等促進計画の決定について  
(農地中間管理事業分)
- 報告第58号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第59号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第60号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第61号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第13回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、柳下清隆委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第61号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計9件であります。

それではまず、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第52号から第57号についてご説明いたします。

まず、受付番号第52号は、申請地が北区中村町で市街化調整区域内にあり周辺は田、畑、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,966平方メートルで現在うね、野菜及び一部農小屋の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第53号は、申請地が北区中村町で市街化調整区域内にあり周辺は田と宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は42

9平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第54号は、申請地が南区豊田で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は433平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第55号は、申請地が美原区太井で市街化調整区域内にあり周辺は田と雑種地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計604平方メートルで現在果樹、うね及び耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第56号は、申請地が中区土師町3丁で生産緑地区域内にあり周辺は畑と宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は249平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、次の受付番号第57号の土地と交換をするための申請です。

次に、受付番号第57号は、申請地が中区土師町3丁で生産緑地区域内にあり周辺は畑と道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は111平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、前の受付番号第56号の土地と交換をするための申請です。

以上6件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第26号から第34号をご説明いたします。

まず、受付番号第26号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府和泉市室堂町で不動産管理業を営む法人で、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は236平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、本申請地に隣接する共同住宅の駐車場として使用するため、本申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年2月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、東側道路側溝へ排水する計画です。周囲にはブロック3段積のうえネットフェンスを設置いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第27号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が建設業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は766平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は業務拡大により、現在使用している資材置場が手狭となり、業務に支障をきたしていることから、本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年2月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地

です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、碎石舗装による敷地内での自然浸透及び南側の側溝から排水する計画です。周囲には既存のネットフェンスがあり、新たにL型擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第28号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が土木建築業を営む法人で、申請地は中区平井の田1筆、面積は267平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は申請地方面の受注が見込まれるため、現場に近く交通の利便性の高い本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年2月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内での自然浸透及び敷地内の側溝から東側に排水する計画です。西側と東側にはブロックを2段積みする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第29号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が運送業を営む法人で、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は2,200平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は南大阪方面への事業拡大により、本申請地を賃借し、都市計画法第29条の開発許可を受け、一般貨物自動車運送事業所として使用するものです。

申請は令和6年2月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内の汚水桝から南側道路の污水管に接続します。雨水については、敷地内に雨水桝を設置し、南側道路側溝へ排水する計画です。周囲にはフェンス等は設置いたしません。特に支障はないものと判断しております。その他一般基準について

も、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第30号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が資産管理業等を営む法人で、申請地は東区石原町2丁の田3筆、面積は合計18,414平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、都市計画法第29条の開発許可を受け、倉庫を建築するものです。なお、次の受付番号第31号及び第32号と一体での開発行為となっております。

申請は令和6年2月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内下水管を通り、北側既設下水道管へ排水する計画です。雨水については、敷地内水路を設置し、北側水利組合管理水路へ排水する計画です。周囲にはフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第31号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が不動産業を営む法人で、申請地は東区石原町2丁の田3筆、面積は合計17,515平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は都市計画法第29条の開発許可を受け、倉庫を建築するものです。

申請は令和6年2月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内下水管を通り、北側既設下水道管へ排水する計画です。雨水については、敷地内水路を設置し、北側水利組合管理水路へ排水する計画です。周囲にはフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第32号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が鉄鋼等の加工販売業を営む法人で、申請地は東区石原町2丁の田1筆、面積は3,887平方メートル、市街化調整区域の農地です。



事業計画は、都市計画法第29条の開発許可を受け、工場を建築するものです。

申請は令和6年2月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内下水管を通り、北側既設下水道管へ排水する計画です。雨水については、敷地内水路を設置し、北側水利組合管理水路へ排水する計画です。周囲にはフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第33号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が不動産業を営む法人で、申請地は美原区小平尾の田1筆、面積は634平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している本社敷地内の資材置場が手狭となったため、所有地の隣接にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として一体利用するものです。

申請は令和6年2月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷舗装による敷地内での自然浸透及び既設U字溝から南側道路側溝に排水する計画です。周囲にはブロックを3段設置し、その上にネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第34号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区逆瀬川に居住する資材解体業を営む個人で、申請地は南区片蔵の田7筆、面積は合計2,893平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在賃借している資材置場が手狭となったため、譲受人の自宅の近距離にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年2月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他

の土地も検討した結果、代替性はないと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内での自然浸透及び南側河川敷に排水する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第70号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第70号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第18号と第19号をご説明いたします。

まず、受付番号第18号は、申請人は中区福田に居住する農業者で、申請地は中区福田の畑6筆、面積は合計6,229平方メートルのうち5,967.1平方メートルの持分2分の1で2,983.55平方メートル、現在保全管理中の状態です。

次に、受付番号第19号は、申請人は東区北野田に居住する教職員兼農業者で、申請地は東区北野田の田畑3筆、面積は合計2,483平方メートルのうち2,265平方メートル、現在野菜の状態です。

以上2件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はな

いものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第136号から第163号をご説明いたします。

まず、受付番号第136号は、申請地は中区深井畑山町の田1筆、面積は2,275平方メートルのうち575平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第137号は、申請地は中区深井畑山町の田1筆、面積は2,275平方メートルのうち600平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第138号は、申請地は南区富蔵の田3筆、面積は合計643平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第139号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は993平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸

借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第140号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は800平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第141号は、申請地は西区原田の田3筆、面積は合計752平方メートルのうち677平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第142号は、申請地は南区釜室の田1筆、面積は800平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第143号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,292平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第144号は、申請地は南区大庭寺の田2筆、面積は合計1,377平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第145号は、申請地は西区大平寺の田2筆、面積は合計1,880平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第146号は、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は998平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第147号は、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は1,071平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第148号は、申請地は北区中村町の田2筆、面積は合計1,182平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第149号は、申請地は南区稲葉1丁の畑1筆、面積は1,626平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使

用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第150号は、申請地は南区稲葉3丁の田2筆、面積は合計1,437平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第151号は、申請地は南区稲葉3丁の田2筆、面積は合計2,947平方メートルのうち2,761.54平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第152号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は585平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第153号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,094平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第154号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,659平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第155号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,001平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第156号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,077平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第157号は、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は1,428平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第158号は、申請地は中区深井畑山町の畑2筆、面積は合計2,275平方メートルのうち1,100平方メートルで、現在ハウスの状態です。1筆目が新規、2筆目が再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第159号は、申請地は中区辻之と中区陶器北の田7筆、面積は合計9,162平方メートルで、現在耕うん済及び保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第160号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は667平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第161号は、申請地は南区大庭寺の田4筆、面積は合計1,265平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第162号は、申請地は南区大庭寺の田2筆、面積は合計944平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第163号は、申請地は南区大庭寺の田4筆、面積は合計1,409平方メートルで、現在保全管理中とうねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第72号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第72号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第164号から第166号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第164号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は992平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第165号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は912平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第166号は、申請地は西区太平寺の田2筆、面積は合計746平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。  
続きまして、報告第58号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第61号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第58号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第61号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」を一括してご説明いたします。

まず、報告第58号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は12件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第59号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第60号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず受付番号第23号は申出者が子で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第24号は申出者が養子で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第25号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第61号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第54号は、申請地が美原区小平尾の畑1筆、面積は245平方メートル、現況は雑木林で経過年数は35年以上、次に受付番号



第55号は、申請地が南区泉田中の田4筆、面積は合計442平方メートル、現況は住宅及び駐車場で経過年数は30年以上、次に受付番号第56号は、申請地が南区别所の畑1筆、面積は21平方メートル、現況は農業用倉庫で経過年数は65年以上、次に受付番号第57号は、申請地が美原区菅生の畑2筆、面積は合計2,536平方メートル、現況は更地でした。受付番号第54号から第56号は非農地、第57号は農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第13回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第68号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第69号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第70号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第71号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第72号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第58号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第59号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第60号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第61号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会 長

北原芳孝

委 員

柳 下 清隆

委 員

以倉孝弘